写

保医発 0831 第 1 号
令和８年８月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和８年９月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

別添３　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の一部改正について

別添４　「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

別添５　「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和８年３月５日保医発 0305 第３号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

１　別添１の第２章第１部第１節Ｂ００１の２（１）ア（ナ）の次に次を加える。

（ラ）　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート移植を受けた患者であって移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの

２　別添１の第２章第 10 部第１節第８款Ｋ６０５－５(２)の次に次を加える。

（３）　虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従ってヒト iPS 細胞由来心筋細胞シートの移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。

３　別添１の第２章第 10 部第２節Ｋ９２０(26)の次に次を加える。

(27)　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート移植の前処置を行った場合には、本区分の「注 12」の血小板洗浄術加算の所定点数を準用して算定する。

別添２

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

１　Ｉの２の 016 の次に次を加える。

017　デンプン由来吸収性局所止血材
　オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して、医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

２　Ｉの３の 034（２）の次に次を加える。

（３）　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型
　関連学会の定める適正使用指針を遵守し、外科的に切除不能な胆道癌による肝門部胆管の閉塞又は狭窄に対して、両葉ドレナージを実施する場合に、１回の手術に対し１個を限度として算定できる。

３　Ｉの３の 106（３）の次に次を加える。

（４）　フロアブル型（トロンビン非含有）は、１回の手術に対して１個まで算定できる。

４　Ｉの３の 182（２）を次のように改める。

（２）　バルーン拡張型人工生体弁セット・特殊型については、令和 10 年５月 31 日までに限り、期限付改良加算による評価を行った価格で算定できる。

５　Ｉの３の 244 の次に次を加える。

245　吸収性食道用ステント
（１）　吸収性食道用ステントは、難治性良性食道狭窄の患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては、当該材料を使用する医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
（２）　吸収性食道用ステントは、１回の手術に対して１個を限度として算定できる。
（３）　吸収性食道用ステントは、患者１人につき原則として２個まで算定できる。３個以上算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

６　Ｉの３の 245 の次に次を加える。

246　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート

（１）　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シートは、虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従って使用された場合に限り算定できる。

（２）　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シートは、１人につき１回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

７　Ｉの３の 246 の次に次を加える。

247　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー

（１）　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤーは、開胸を伴う心臓手術並びに胸部大動脈手術を受ける 18 歳以上の患者のうち、術後心房細動の発症リスクが高いと推定される患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。

（２）　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤーは、１回の手術に対して２個を限度として算定できる。

８　Ⅲの２の 015 の次に次を加える。

016　デンプン由来吸収性局所止血材

Ｉの２の 017 と同様であること。

別添３

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の一部改正について

１　別紙１を次に改める。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　157 点

ロ　小臼歯・前歯　98 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

１本につき　58 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　標準型　17 点

ロ　自動練和型　36 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ

イ　標準型　10 点

ロ　自動練和型　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　12 点

⑷　歯科用合着・接着材料Ⅳ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　標準型　17 点

ロ　自動練和型　36 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ

イ　標準型　10 点

ロ　自動練和型　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　12 点

⑷　歯科用合着・接着材料Ⅳ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系
イ　単純なもの　12点
ロ　複雑なもの　31点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型
a　単純なもの　7点
b　複雑なもの　18点
ロ　自動練和型
a　単純なもの　8点
b　複雑なもの　21点
2　歯科充填用材料　Ⅱ
⑴　複合レジン系
イ　単純なもの　4点
ロ　複雑なもの　11点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型
a　単純なもの　3点
b　複雑なもの　8点
ロ　自動練和型
a　単純なもの　6点
b　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）
1　14カラット金合金
⑴　インレー
複雑なもの　2,543点
⑵　４分の３冠　3,177点
2　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　629点
b　複雑なもの　1,163点
ロ　５分の４冠　1,463点
ハ　全部金属冠　1,842点
⑵　小臼歯・前歯
イ　インレー
a　単純なもの　428点
b　複雑なもの　851点
ロ　４分の３冠　1,052点
ハ　５分の４冠　1,052点
ニ　全部金属冠　1,318点
3　銀合金
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　47点

b　複雑なもの　83点
ロ　５分の４冠　107点
ハ　全部金属冠　132点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯
イ　インレー
a　単純なもの　30点
b　複雑なもの　61点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）　76点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）　76点
ニ　全部金属冠　97点

M010-2　チタン冠（１歯につき）　50点

M010-3　接着冠（１歯につき）
１　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　前歯　1,052点
⑵　小臼歯　1,052点
⑶　大臼歯　1,463点
２　銀合金
⑴　前歯　76点
⑵　小臼歯　76点
⑶　大臼歯　107点

M010-4　根面被覆（１歯につき）
１　根面板によるもの
⑴　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　629点
ロ　小臼歯・前歯　428点
⑵　銀合金
イ　大臼歯　47点
ロ　小臼歯・前歯　30点
２　レジン充填によるもの
⑴　複合レジン系　12点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型　7点
ロ　自動練和型　8点

M011　レジン前装金属冠（１歯につき）
１　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　1,642点
２　銀合金を用いた場合　213点

M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）　50点

M015　非金属歯冠修復（１歯につき）
１　レジンインレー
⑴　単純なもの　31点
⑵　複雑なもの　43点
２　硬質レジンジャケット冠
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン　8点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン　183点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

1　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　328 点

2　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　169 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　142 点

3　大臼歯

⑴ ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　273 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

1　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　169 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　142 点

2　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　273 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

1　乳歯金属冠　30 点

2　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　1 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

1　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　2,120 点

ロ　小臼歯　1,597 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　100 点

2　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　1,274 点

ロ　小臼歯　1,597 点

ハ　大臼歯　2,120 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　128 点

ロ　小臼歯　128 点

ハ　大臼歯　128 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,068 点

M017-3　チタンブリッジ（１装置につき）　161 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（1床につき）

⑴　1歯から4歯まで　2点

⑵　5歯から8歯まで　3点

⑶　9歯から11歯まで　5点

⑷　12歯から14歯まで　7点

2　総義歯（1顎につき）　10点

M018-2　3次元プリント有床義歯

1　3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき）　6点

2　3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき）　203点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）　35点

M020　鋳造鉤（1個につき）

1　14カラット金合金

⑴　双子鉤

イ　大・小臼歯　3,337点

ロ　犬歯・小臼歯　2,715点

⑵　二腕鉤（レストつき）

イ　大臼歯　2,715点

ロ　犬歯・小臼歯　2,085点

ハ　前歯（切歯）　1,605点

2　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　双子鉤

イ　大・小臼歯　1,695点

ロ　犬歯・小臼歯　1,326点

⑵　二腕鉤（レストつき）

イ　大臼歯　1,164点

ロ　犬歯・小臼歯　1,012点

ハ　前歯（切歯）　939点

3　鋳造用コバルトクロム合金　6点

M021　線鉤（1個につき）

1　不銹鋼及び特殊鋼　5点

2　14カラット金合金

⑴　双子鉤　1,561点

⑵　二腕鉤（レストつき）　1,206点

M021-2　コンビネーション鉤（1個につき）

1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

⑴　前歯　469点

⑵　犬歯・小臼歯　506点

⑶　大臼歯　582点

2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

⑴　前歯　27 点
⑵　犬歯・小臼歯　27 点
⑶　大臼歯　27 点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）

１　磁石構造体　777 点

２　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（１歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,163 点

ロ　小臼歯・前歯　851 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　83 点

ロ　小臼歯・前歯　61 点

（キーパー）

１個につき　233 点

M023　大連結子（１個につき）

１　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　2,718 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　19 点

２　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

１　シリコーン系　166 点

２　アクリル系　99 点

別添４

「特定保険医療材料の定義について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

１　別表のⅠの 016 の次に次を加える。

017　デンプン由来吸収性局所止血材
（１）　定義
次のいずれにも該当すること。
①　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。
②　止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。
（２）　機能区分の考え方
使用目的により、標準型及び繊布型の合計２区分に区分する。
（３）　機能区分の定義
①　標準型
②に該当しないこと。
②　繊布型
繊布状であること。

２　別表のⅡの 001（３）⑩イを次のように改める。

イ　シース有効長が 20cm 以上のものであり、プリシェイプされているものであること。

３　別表のⅡの 005（３）②ア i を次のように改める。

i　熱希釈法又は右室圧測定により、連続心拍出量を測定するカテーテルであること。

４　別表のⅡの 034 の(２)を次のように改める。

（２）　機能区分の考え方
機能、使用目的及び構造により、一般型（５区分）及び自動装着システム付（５区分）の合計 10 区分に区分する。

５　別表のⅡの 034 の(３)の⑥を次のように改める。

⑥　自動装着システム付・永久留置型・標準型（カバーあり）

6　別表のⅡの 034 の(３)の⑦を次のように改める。

⑦　自動装着システム付・永久留置型・標準型（カバーなし）

7　別表のⅡの 034 の(３)の⑧の次に次を加える。

⑨　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型（カバーあり）
次のいずれにも該当すること。
ア　ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、二分岐管腔の双方にステントを送達することのできる自動装着システムを有するものであること。
イ　肝門部胆管閉塞の治療を目的に使用する金属製の自己拡張型のステントであり、二分岐形状であること。
ウ　ステント表面が皮膜によりカバーされていること。

8　別表のⅡの 034 の(３)の⑨の次に次を加える。

⑩　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型（カバーなし）
次のいずれにも該当すること。
ア　ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、二分岐管腔の双方にステントを送達することのできる自動装着システムを有するものであること。
イ　肝門部胆管閉塞の治療を目的に使用する金属製の自己拡張型のステントであり、二分岐形状であること。
ウ　ステント表面が皮膜によりカバーされていないこと。

9　別表のⅡの 106 を次のように改める。

（１）　定義
次のいずれにも該当すること。
①　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、「ゼラチン使用吸収性局所止血材」又は「ヒトトロンビン含有ゼラチン使用吸収性局所止血材」であること。
②　止血を目的として使用する微線維性のコラーゲン又は止血・接着を目的として使用するゼラチンを配合した接着剤（ゼラチン止血・接着剤）であること。
（２）　機能区分の考え方
形状及び成分により、標準型およびフロアブル型（トロンビン非含有）の合計２区分に区分する。
（３）　機能区分の定義
①　標準型
②に該当しないこと。
②　フロアブル型（トロンビン非含有）
次のいずれにも該当すること。
ア　フロアブルタイプの止血材であること。
イ　ヒトトロンビンを含有しないこと。

10　別表のⅡの 113（３）⑨イを次のように改める。

イ　ルーメンレス構造又は電極留置の補助機構若しくは耐久性向上のための工夫がなされたスタイレットルーメン構造を有するものであること。

11　別表のⅡの 117（２）を次のように改める。

（２）　機能区分の考え方
　植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型（４区分）及びⅤ型（２区分）の合計６区分に区分する。

12　別表のⅡの 117（３）①エを次のように改める。

エ　②から⑥までに該当しないこと。

13　別表のⅡの 117（３）②オを次のように改める。

オ　③から⑥までに該当しないこと。

14　別表のⅡの 117（３）③を次のように改める。

③　植込型除細動器（Ⅴ型）・標準型

15　別表のⅡの 117（３）③エの次に次を加える。

オ　⑥に該当しないこと。

16　別表のⅡの 117（３）④の次に次を加える。

⑤　植込型除細動器（Ⅲ型）・内因性抗頻拍ペーシング機能付き
　次のいずれにも該当すること。
ア　胸部に植え込みが可能なものであること。
イ　除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。
ウ　除細動放電パルスが二相性であること。
エ　内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）を有するものであること。
オ　⑥に該当しないこと。

17　別表のⅡの 117（３）⑤の次に次を加える。

⑥　植込型除細動器（Ｖ型）・内因性抗頻拍ペーシング機能付き
次のいずれにも該当すること。
ア　胸部に植え込みが可能なものであること。
イ　除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。
ウ　心房、心室両方に電気刺激を与えるデュアルチャンバ徐脈ペーシング機能を有するものであること。
エ　房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有するものであること。
オ　内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）を有するものであること。

18　別表のⅡの 144（２）を次のように改める。

（２）　機能区分の考え方
両室ペーシング機能付き植込み型除細動器は、次に規定する機能の有無等により、単極又は双極用（５区分）及び４極用（５区分）の合計 10 区分に区分する。

19　別表のⅡの 144（２）④の次に次を加える。

⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）の有無

20　別表のⅡの 144（３）③ウの次に次を加える。

エ　⑨に該当しないこと。

21　別表のⅡの 144（３）⑦ウの次に次を加える。

エ　⑩に該当しないこと。

22　別表のⅡの 144（３）⑧の次に次を加える。

⑨　単極又は双極用・内因性抗頻拍ペーシング機能付き
次のいずれにも該当すること。
ア　接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。
イ　右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。
ウ　頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
エ　内因性抗頻拍ペーシング機能を有するものであること。

23　別表のⅡの 144 の（３）⑨の次に次を加える。

⑩　４極用・内因性抗頻拍ペーシング機能付き
次のいずれにも該当すること。
ア　接続する左室リードの電極が４極であること。
イ　右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。
ウ　頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
エ　内因性抗頻拍ペーシング機能を有するものであること。

24　別表のⅡの 149 を次のように改める。

149　血管内光断層撮影用カテーテル
定義
次のいずれにも該当すること。
（１）　略
（２）　機能区分の考え方
構造、使用目的及び使用方法により、標準型、血管内超音波プローブ一体型の合計２区分に区分する。
（３）　機能区分の定義
①　標準型
次のいずれにも該当すること。
ア　近赤外線を用いて、冠動脈及び下肢動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。
イ　②に該当しないこと。
②　血管内超音波プローブ一体型
次のいずれにも該当すること。
ア　冠動脈における血管内光断層撮影及び血管内超音波検査を同時に実施可能な構造を有すること。
イ　近赤外線を用いて、血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。
ウ　血管断面の画像診断を目的に使用する超音波トランスデューサが内蔵されたイメージングカテーテルであること。

25　別表のⅡの 182（３）①を次のように改める。

①　バルーン拡張型人工生体弁セット・標準型

26　別表のⅡの 182（３）②を次のように改める。

②　バルーン拡張型人工生体弁セット・特殊型

27　別表のⅡの 244 の次に次を加える。

245　吸収性食道用ステント
定義
次のいずれにも該当すること。
（１）　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「吸収性食道用ステント」であること。
（２）　難治性良性食道狭窄に対して、狭窄部位の拡張維持を目的に使用する自己拡張型のステントであること。
（３）　生体内で加水分解され吸収されるものであること。

28　別表のⅡの 245 の次に次を加える。

246　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート
次のいずれにも該当すること。
（１）　薬事承認上、類別が「ヒト人工多能性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト（同種）iPS 細胞由来心筋細胞シート」であること。
（２）　ヒト（同種）iPS 細胞から分化誘導させた心筋細胞をシート状に形成した細胞加工製品であること。

29　別表のⅡの 246 の次に次を加える。

247　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー
定義
次のいずれにも該当すること。
（１）　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「体外式ペースメーカ用心臓電極」であること。
（２）　心臓手術中又は手術後の不整脈の治療を目的に心外膜等に留置し、体外式ペースメーカに接続して一時的にペーシングを行うワイヤーであること。
（３）　術後心房細動に対して、電気的除細動を行うことができる電極を有すること。

別添５

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第３号）の一部改正について

１　別表１のＩの「手術」の「切開創局所陰圧閉鎖処置機器」の項の次に次を加える。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
吸収性組織補強材	医療用品（４）整形用品	吸収性組織補強材	肺の外科的処置部位の空気漏洩の防止に用いるもの	K511	肺切除術
				K513	胸腔鏡下肺切除術
				K514	肺悪性腫瘍手術
				K517	肺縫縮術

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部　医学管理等 　　第１節　医学管理料等 　　Ｂ０００　（略） 　　Ｂ００１　特定疾患治療管理料 　　１　（略） 　　２　特定薬剤治療管理料 　　（１）　特定薬剤治療管理料１ 　　ア　特定薬剤治療管理料１は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月１回に限り算定する。 　　(イ)～(ナ)　（略） 　　(ラ)　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート移植を受けた患者であって移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの 　　イ～ツ　（略） 　　（２）　（略） 　　３～37　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部　医学管理等 　　第１節　医学管理料等 　　Ｂ０００　（略） 　　Ｂ００１　特定疾患治療管理料 　　１　（略） 　　２　特定薬剤治療管理料 　　（１）　特定薬剤治療管理料１ 　　ア　特定薬剤治療管理料１は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月１回に限り算定する。 　　(イ)～(ナ)　（略） 　　（新設） 　　イ～ツ　（略） 　　（２）　（略） 　　３～37　（略）

Ｂ００１－２～Ｂ０１５　（略）	Ｂ００１－２～Ｂ０１５　（略）
第２節　（略）	第２節　（略）
第２部～第９部　（略）	第２部～第９部　（略）
第 10 部　手術	第 10 部　手術
第１節　手術料	第１節　手術料
第１款～第７款　（略）	第１款～第７款　（略）
第８款　心・脈管	第８款　心・脈管
Ｋ５４５～Ｋ６０５－４　（略）	Ｋ５４５～Ｋ６０５－４　（略）
Ｋ６０５－５　骨格筋由来細胞シート心表面移植術	Ｋ６０５－５　骨格筋由来細胞シート心表面移植術
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従ってヒト iPS 細胞由来心筋細胞シートの移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。	（新設）
Ｋ６０６～Ｋ６２７－４　（略）	Ｋ６０６～Ｋ６２７－４　（略）
第９款～第 13 款　（略）	第９款～第 13 款　（略）
第２節　輸血料	第２節　輸血料
Ｋ９２０　輸血	Ｋ９２０　輸血
（１）～(26)　（略）	（１）～(26)　（略）
(27)　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート移植の前処置を行った場合には、本区分の「注 12」の血小板洗浄術加算の所定点数を準用して算定する。	（新設）
Ｋ９２０－２～Ｋ９２３　（略）	Ｋ９２０－２～Ｋ９２３　（略）
第３節　（略）	第３節　（略）
第 11 部～第 14 部　（略）	第 11 部～第 14 部　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
1　（略）	1　（略）
2　在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い	2　在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い
001～016　（略）	001～016　（略）
017　デンプン由来吸収性局所止血材 オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して、医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	（新設）
3　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い	3　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
001～033　（略）	001～033　（略）
034　胆道ステントセット	034　胆道ステントセット
（1）・（2）　（略）	（1）・（2）　（略）
（3）　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、外科的に切除不能な胆道癌による肝門部胆管の閉塞又は狭窄に対して、両葉ドレナージを実施する場合に、１回の手術に対し１個を限度として算定できる。	（新設）
035～105　（略）	035～105　（略）
106　微線維性コラーゲン	106　微線維性コラーゲン

（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（４）　フロアブル型（トロンビン非含有）は、１回の手術に対して１個まで算定できる。	（新設）
107～181　（略）	107～181　（略）
182　経カテーテル人工生体弁セット	182　経カテーテル人工生体弁セット
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　バルーン拡張型人工生体弁セット・特殊型については、令和10年５月31日までに限り、期限付改良加算による評価を行った価格で算定できる。	（２）　バルーン拡張型人工生体弁セットのうち期限付改良加算のあるものについては、令和10年５月31日まで算定できる。
186～244　（略）	186～244　（略）
245　吸収性食道用ステント	（新設）
（１）　吸収性食道用ステントは、難治性良性食道狭窄の患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては、当該材料を使用する医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
（２）　吸収性食道用ステントは、１回の手術に対して１個を限度として算定できる。	
（３）　吸収性食道用ステントは、患者１人につき原則として２個まで算定できる。３個以上算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
246　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート	（新設）
（１）　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シートは、虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従って使用された場合に限り算定できる。	
（２）　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シートは、１人につき１回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。	
247　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー	（新設）

（１） 除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤーは、開胸を伴う心臓手術並びに胸部大動脈手術を受ける 18 歳以上の患者のうち、術後心房細動の発症リスクが高いと推定される患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。 （２） 除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤーは、１回の手術に対して２個を限度として算定できる。	
４～６　（略）	４～６　（略）
Ⅱ　（略）	Ⅱ　（略）
Ⅲ　算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項	Ⅲ　算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項
１　（略）	１　（略）
２　特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い	２　特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
004～015　（略）	004～015　（略）
016　デンプン由来吸収性局所止血材 Ｉの２の 017 と同様であること。	（新設）
Ⅳ　（略）	Ⅳ　（略）

（別添３参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の一部改定について）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　支台築造	M002　支台築造
（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））	（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。
１　間接法	１　間接法
(1)　メタルコアを用いた場合	(1)　メタルコアを用いた場合
イ　大臼歯　157 点	イ　大臼歯　173 点
ロ　小臼歯・前歯　98 点	ロ　小臼歯・前歯　108 点
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
M005～M009　（略）	M005～M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1)　インレー	(1)　インレー
複雑なもの　2,543 点	複雑なもの　2,690 点
(2)　４分の３冠　3,177 点	(2)　４分の３冠　3,361 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1)　大臼歯	(1)　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　629 点	a　単純なもの　691 点
b　複雑なもの　1,163 点	b　複雑なもの　1,277 点
ロ　５分の４冠　1,463 点	ロ　５分の４冠　1,607 点

ハ　全部金属冠	1,842 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	428 点
b　複雑なもの	851 点
ロ　４分の３冠	1,052 点
ハ　５分の４冠	1,052 点
ニ　全部金属冠	1,318 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	47 点
b　複雑なもの	83 点
ロ　５分の４冠	107 点
ハ　全部金属冠	132 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	30 点
b　複雑なもの	61 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	76 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	76 点
ニ　全部金属冠	97 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	1,052 点
(2)　小臼歯	1,052 点
(3)　大臼歯	1,463 点
2　銀合金	
(1)　前歯	76 点

ハ　全部金属冠	2,023 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	470 点
b　複雑なもの	935 点
ロ　４分の３冠	1,155 点
ハ　５分の４冠	1,155 点
ニ　全部金属冠	1,448 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	51 点
b　複雑なもの	89 点
ロ　５分の４冠	116 点
ハ　全部金属冠	142 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	32 点
b　複雑なもの	66 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	82 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	82 点
ニ　全部金属冠	104 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	1,155 点
(2)　小臼歯	1,155 点
(3)　大臼歯	1,607 点
2　銀合金	
(1)　前歯	82 点

(2)　小臼歯　76点	(2)　小臼歯　82点
(3)　大臼歯　107点	(3)　大臼歯　116点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	M010-4　根面被覆（１歯につき）
１　根面板によるもの	１　根面板によるもの
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　629点	イ　大臼歯　691点
ロ　小臼歯・前歯　428点	ロ　小臼歯・前歯　470点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　47点	イ　大臼歯　51点
ロ　小臼歯・前歯　30点	ロ　小臼歯・前歯　32点
２　(略)	２　(略)
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	M011　レジン前装金属冠（１歯につき）
１　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　1,642点	１　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　1,803点
２　銀合金を用いた場合　213点	２　銀合金を用いた場合　230点
M011-2～M016-3　(略)	M011-2～M016-3　(略)
M017　ポンティック（１歯につき）	M017　ポンティック（１歯につき）
１　鋳造ポンティック	１　鋳造ポンティック
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　2,120点	イ　大臼歯　2,328点
ロ　小臼歯　1,597点	ロ　小臼歯　1,754点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
大臼歯・小臼歯　100点	大臼歯・小臼歯　108点
２　レジン前装金属ポンティック	２　レジン前装金属ポンティック
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合
イ　前歯　1,274点	イ　前歯　1,399点
ロ　小臼歯　1,597点	ロ　小臼歯　1,754点
ハ　大臼歯　2,120点	ハ　大臼歯　2,328点
(2)　銀合金を用いた場合	(2)　銀合金を用いた場合
イ　前歯　128点	イ　前歯　138点
ロ　小臼歯　128点	ロ　小臼歯　138点

ハ　大臼歯	128点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	3,337点
ロ　犬歯・小臼歯	2,715点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,715点
ロ　犬歯・小臼歯	2,085点
ハ　前歯（切歯）	1,605点
２　金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,695点
ロ　犬歯・小臼歯	1,326点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,164点
ロ　犬歯・小臼歯	1,012点
ハ　前歯（切歯）	939点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,561点
(2)　二腕鉤（レストつき）	1,206点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)　前歯	469点
(2)　犬歯・小臼歯	506点

ハ　大臼歯	138点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	3,528点
ロ　犬歯・小臼歯	2,870点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,870点
ロ　犬歯・小臼歯	2,204点
ハ　前歯（切歯）	1,697点
２　金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,862点
ロ　犬歯・小臼歯	1,456点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,278点
ロ　犬歯・小臼歯	1,111点
ハ　前歯（切歯）	1,031点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,650点
(2)　二腕鉤（レストつき）	1,275点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)　前歯	515点
(2)　犬歯・小臼歯	556点

(3)　大臼歯　582点	(3)　大臼歯　639点
2　(略)	2　(略)
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　(略)	1　(略)
2　キーパー付き根面板	2　キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料（１歯につき))	(根面板の保険医療材料料（１歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　1,163点	イ　大臼歯　1,277点
ロ　小臼歯・前歯　851点	ロ　小臼歯・前歯　935点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　83点	イ　大臼歯　89点
ロ　小臼歯・前歯　61点	ロ　小臼歯・前歯　66点
(キーパー)　(略)	(キーパー)　(略)
M023　大連結子（１個につき）	M023　大連結子（１個につき）
1　鋳造バー	1　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）　2,718点	(1)　金銀パラジウム合金（金12%以上）　2,984点
(2)　(略)	(2)　(略)
2　(略)	2　(略)
M030　(略)	M030　(略)

（別添４参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～016　（略） 017　デンプン由来吸収性局所止血材 ⑴　定義 次のいずれにも該当すること。 ①　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。 ②　止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。 ⑵　機能区分の考え方 使用目的により、標準型及び織布型の合計２区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①　標準型 ②に該当しないこと。 ②　織布型 織布状であること。 Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び	（別表） Ⅰ　診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～016　（略） （新設） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び

その材料価格 001　血管造影用シースイントロデューサーセット (1)・(2)　（略） (3)　機能区分の定義 ①～⑨　（略） ⑩　心腔内リード等送達用・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア　（略） イ　シース有効長が 20cm 以上のものであり、プリシェイプされているものであること。 ウ　（略） 002～004　（略） 005　サーモダイリューション用カテーテル (1)・(2)　（略） (3)　機能区分の定義 ①　（略） ②　連続心拍出量測定機能あり ア　混合静脈血酸素飽和度モニタ機能あり 次のいずれにも該当すること。 i　熱希釈法又は右室圧測定により、連続心拍出量を測定するカテーテルであること。 ii～iv　（略） イ　（略） ③　（略） 006～033　（略） 034　胆道ステントセット (1)　（略） (2)　機能区分の考え方 機能、使用目的及び構造により、一般型（５区分）及び自動	その材料価格 001　血管造影用シースイントロデューサーセット (1)・(2)　（略） (3)　機能区分の定義 ①～⑨　（略） ⑩　心腔内リード等送達用・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア　（略） イ　シース有効長が 20cm 以上 40cm 未満のものであり、プリシェイプされているものであること。 ウ　（略） 002～004　（略） 005　サーモダイリューション用カテーテル (1)・(2)　（略） (3)　機能区分の定義 ①　（略） ②　連続心拍出量測定機能あり ア　混合静脈血酸素飽和度モニタ機能あり 次のいずれにも該当すること。 i　熱希釈法により、連続心拍出量を測定するカテーテルであること。 ii～iv　（略） イ　（略） ③　（略） 006～033　（略） 034　胆道ステントセット (1)　（略） (2)　機能区分の考え方 機能、使用目的及び構造により、一般型（５区分）及び自動

装着システム付（５区分）の合計 10 区分に区分する。	装着システム付（３区分）の合計８区分に区分する。
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①～⑤　（略）	①～⑤　（略）
⑥　自動装着システム付・永久留置型・標準型（カバーあり） 次のいずれにも該当すること。	⑥　自動装着システム付・永久留置型（カバーあり） 次のいずれにも該当すること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
⑦　自動装着システム付・永久留置型・標準型（カバーなし） 次のいずれにも該当すること。	⑦　自動装着システム付・永久留置型（カバーなし） 次のいずれにも該当すること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
⑧　（略）	⑧　（略）
⑨　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型（カバーあり） 次のいずれにも該当すること。 ア　ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、二分岐管腔の双方にステントを送達することのできる自動装着システムを有するものであること。 イ　肝門部胆管閉塞の治療を目的に使用する金属製の自己拡張型のステントであり、二分岐形状であること。 ウ　ステント表面が皮膜によりカバーされていること。	（新設）
⑩　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型（カバーなし） 次のいずれにも該当すること。 ア　ステント及びデリバリーカテーテルで構成され、二分岐管腔の双方にステントを送達することのできる自動装着システムを有するものであること。 イ　肝門部胆管閉塞の治療を目的に使用する金属製の自己拡張型のステントであり、二分岐形状であること。 ウ　ステント表面が皮膜によりカバーされていないこと。	（新設）
035～105　（略）	035～105　（略）

106　微線維性コラーゲン	106　微線維性コラーゲン
⑴　定義	定義
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
①　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、「ゼラチン使用吸収性局所止血材」又は「ヒトトロンビン含有ゼラチン使用吸収性局所止血材」であること。	⑴　（略）
②　止血を目的として使用する微線維性のコラーゲン又は止血・接着を目的として使用するゼラチンを配合した接着剤（ゼラチン止血・接着剤）であること。	⑵　（略）
⑵　機能区分の考え方	（新設）
形状及び成分により、標準型およびフロアブル型（トロンビン非含有）の合計２区分に区分する。	
⑶　機能区分の定義	（新設）
①　標準型	
②に該当しないこと。	
②　フロアブル型（トロンビン非含有）	
次のいずれにも該当すること。	
ア　フロアブルタイプの止血材であること。	
イ　ヒトトロンビンを含有しないこと。	
107～112　（略）	107～112　（略）
113　植込式心臓ペースメーカ用リード	113　植込式心臓ペースメーカ用リード
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①～⑧　（略）	①～⑧　（略）
⑨　経静脈リード・特殊型	⑨　経静脈リード・特殊型
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
ア　（略）	ア　（略）
イ　ルーメンレス構造又は電極留置の補助機構若しくは耐久	イ　ルーメンレス構造又は電極留置の補助機構を有するも

性向上のための工夫がなされたスタイレットルーメン構造を有するものであること。 ウ　（略） 114～116　（略） 117　植込型除細動器 ⑴　（略） ⑵　機能区分の考え方 植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型（４区分）及びⅤ型（２区分）の合計６区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①　植込型除細動器（Ⅲ型）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ　（略） エ　②から⑥までに該当しないこと。 ②　植込型除細動器（Ⅲ型）・皮下植込式電極併用型 次のいずれにも該当すること。 ア～エ　（略） オ　③から⑥までに該当しないこと。 ③　植込型除細動器（Ⅴ型）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア～エ　（略） オ　⑥に該当しないこと。 ④　（略） ⑤　植込型除細動器（Ⅲ型）・内因性抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。 ア　胸部に植え込みが可能なものであること。 イ　除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。	のであること。 ウ　（略） 114～116　（略） 117　植込型除細動器 ⑴　（略） ⑵　機能区分の考え方 植込可能な部位及び電極機能の有無等により、Ⅲ型（３区分）及びⅤ型の合計４区分に区分する。 ⑶　機能区分の定義 ①　植込型除細動器（Ⅲ型）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ　（略） エ　②から④に該当しないこと。 ②　植込型除細動器（Ⅲ型）・皮下植込式電極併用型 次のいずれにも該当すること。 ア～エ　（略） オ　③及び④に該当しないこと。 ③　植込型除細動器（Ⅴ型） 次のいずれにも該当すること。 ア～エ　（略） （新設） ④　（略） （新設）

ウ　除細動放電パルスが二相性であること。 エ　内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）を有するものであること。 オ　⑥に該当しないこと。	
⑥　植込型除細動器（Ｖ型）・内因性抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。 ア　胸部に植え込みが可能なものであること。 イ　除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 ウ　心房、心室両方に電気刺激を与えるデュアルチャンバ徐脈ペーシング機能を有するものであること。 エ　房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有するものであること。 オ　内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することができなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）を有するものであること。	（新設）
118～143　（略）	118～143　（略）
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器	144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　機能区分の考え方 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器は、次に規定する機能の有無等により、単極又は双極用（５区分）及び４極用（５区分）の合計10区分に区分する。	⑵　機能区分の考え方 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器は、次に規定する機能の有無等により、単極又は双極用（４区分）及び４極用（４区分）の合計８区分に区分する。
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能（心室頻拍を停止することがで	（新設）

きなかった直前の抗頻拍ペーシング治療結果に基づき、次のシーケンスのパラメータを自動調整する機能をいう。）の有無	
⑶　機能区分の定義	⑶　機能区分の定義
①・②　（略）	①・②　（略）
③　単極又は双極用・抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。	③　単極又は双極用・抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ　⑨に該当しないこと。	（新設）
④～⑥　（略）	④～⑥　（略）
⑦　４極用・抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。	⑦　４極用・抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ　⑩に該当しないこと。	（新設）
⑧　（略）	⑧　（略）
⑨　単極又は双極用・内因性抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。	（新設）
ア　接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。	
イ　右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。	
ウ　頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。	
エ　内因性抗頻拍ペーシング機能を有するものであること。	
⑩　４極用・内因性抗頻拍ペーシング機能付き 次のいずれにも該当すること。	（新設）
ア　接続する左室リードの電極が４極であること。	
イ　右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。	
ウ　頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。	

エ　内因性抗頻拍ペーシング機能を有するものであること。	
145～148　（略）	145～148　（略）
149　血管内光断層撮影用カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。	149　血管内光断層撮影用カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　機能区分の考え方 構造、使用目的及び使用方法により、標準型、血管内超音波プローブ一体型の合計２区分に区分する。	（新設）
⑶　機能区分の定義	（新設）
①　標準型 次のいずれにも該当すること。	（新設）
ア　近赤外線を用いて、冠動脈及び下肢動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。	⑵　（略）
イ　②に該当しないこと。	（新設）
②　血管内超音波プローブ一体型 次のいずれにも該当すること。	（新設）
ア　冠動脈における血管内光断層撮影及び血管内超音波検査を同時に実施可能な構造を有すること。	
イ　近赤外線を用いて、血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバが内蔵されたイメージングカテーテルであること。	
ウ　血管断面の画像診断を目的に使用する超音波トランスデューサが内蔵されたイメージングカテーテルであること。	
150～181　（略）	150～181　（略）
182　経カテーテル人工生体弁セット	182　経カテーテル人工生体弁セット

(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　機能区分の定義	(3)　機能区分の定義
①　バルーン拡張型人工生体弁セット・標準型 次のいずれにも該当すること。	①　バルーン拡張型人工生体弁セット・期限付改良加算なし 次のいずれにも該当すること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
②　バルーン拡張型人工生体弁セット・特殊型 次のいずれにも該当すること。	②　バルーン拡張型人工生体弁セット・期限付改良加算あり 次のいずれにも該当すること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
③　（略）	③　（略）
183～244　（略）	183～244　（略）
245　吸収性食道用ステント 定義 次のいずれにも該当すること。	（新設）
(1)　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「吸収性食道用ステント」であること。	
(2)　難治性良性食道狭窄に対して、狭窄部位の拡張維持を目的に使用する自己拡張型のステントであること。	
(3)　生体内で加水分解され吸収されるものであること。	
246　ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート 次のいずれにも該当すること。	（新設）
(1)　薬事承認上、類別が「ヒト人工多能性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト（同種）iPS 細胞由来心筋細胞シート」であること。	
(2)　ヒト（同種）iPS 細胞から分化誘導させた心筋細胞をシート状に形成した細胞加工製品であること。	
247　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー 定義 次のいずれにも該当すること。	（新設）

⑴　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（７）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「体外式ペースメーカ用心臓電極」であること。 ⑵　心臓手術中又は手術後の不整脈の治療を目的に心外膜等に留置し、体外式ペースメーカに接続して一時的にペーシングを行うワイヤーであること。 ⑶　術後心房細動に対して、電気的除細動を行うことができる電極を有すること。 Ⅲ～Ⅸ　（略）	Ⅲ～Ⅸ　（略）

（別添５参考）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和８年３月５日保医発 0305 第３号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後

（別表１）

Ⅰ　医科点数表関係

医学管理等～処置　（略）

手術

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
切開創局所陰圧閉鎖処置機器	医療用品（４）整形用品	単回使用陰圧創傷治療システム	縫合創に陰圧を付加し、創の保護及び滲出液の除去が可能なもの	K939-9	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算
吸収性組織補強材	医療用品（４）整形用品	吸収性組織補強材	肺の外科的処置部位の空気漏洩の防止に用いるもの	K511	肺切除術
				K513	胸腔鏡下肺切除術
				K514	肺悪性腫瘍手術
				K517	肺縫縮術

麻酔～放射線治療　（略）

Ⅱ　歯科点数表関係　（略）

改　正　前

（別表１）

Ⅰ　医科点数表関係

医学管理等～処置　（略）

手術

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
切開創局所陰圧閉鎖処置機器	医療用品（４）整形用品	単回使用陰圧創傷治療システム	縫合創に陰圧を付加し、創の保護及び滲出液の除去が可能なもの	K939-9	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算
（新設）					

麻酔～放射線治療　（略）

Ⅱ　歯科点数表関係　（略）